

## 富山県住宅省エネ改修推進モデル事業（空き家フルリノベ）Q & A

令和6年8月20日 更新

Q 1 空き家は必ず取得しなければならないのでしょうか。お客さんが既に取得済み、又は相続予定のものなどは補助対象外でしょうか。

A 1 空き家を取得することを前提とした制度としており、そうでない場合は対象外になります。

Q 2 補助金交付決定の通知があるまで事業に係る契約締結及び着手をしないこととありますが、この契約締結及び着手とは住宅の取得に係るものでしょうか、それとも改修工事に係るものでしょうか。

A 2 診断・設計及び改修工事に係るものとします。

Q 3 耐震性の要件に、「現行の住宅性能表示制度における耐震等級3を満たすものであること。」とありますが、（一財）日本建築防災協会の「木造住宅の耐震診断と補強方法」による検討で要件を満たすことは可能でしょうか。

A 3 可能。

- ・住宅性能評価制度における評価方法基準（国土交通省告示）では、耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）における既存住宅の評価基準として、認定診断法（（一財）日本建築防災協会による「木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める「一般診断法」及び「精密診断法」）を認めています。
- ・その場合、認定診断法により構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性を評価する指標が、当該方法により地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低いと判断される値に評価方法基準に規定する耐震等級に応じた倍率（等級3の場合の倍率は1.5）を乗じた値以上となることが求められます。